

「従業上の地位に関する国際分類」について

1 「従業上の地位に関する国際分類」

「従業上の地位に関する国際分類」(ICSE: International Classification of Status in Employment)は、国際労働機関(ILO)によって1958年に初版が設定され、1993年に開催されたILO第15回労働統計家会議において改定された。

ICSE-93は、次のグループ(項目)から成る。(日本語の項目名は仮訳である。)

- ①雇用者 (employees)
- ②雇用主 (employers)
- ③自己採算労働者 (own-account workers)
- ④生産者共同組合のメンバー (members of producers' cooperatives)
- ⑤寄与的家族従業者 (contributing family workers)
- ⑥分類不能 (workers not classifiable by status)

2 我が国の統計調査において用いられている分類との比較

「従業上の地位に関する国際分類」と我が国の統計調査において用いられている分類を比較すると、次の図のとおりである。

我が国の統計調査については、おおむねICSEに従っているといえる。

ICSE	(世帯対象)		(事業所・企業対象)		
	労働力調査	国勢調査	経済センサス	賃金構造基本統計調査	
雇用者	役員	役員	有給役員		
	雇用者(役員を除く)	雇用者	(常用雇用者・臨時雇用者)	労働者	
			常用雇用者		常用労働者
			臨時雇用者		臨時労働者
雇用主	雇用業主	自営業主 雇人のある業主 雇人のない業主	個人業主		
自己採算労働者	雇無業主			家庭内職者	
寄与的家族従業者	家族従業者	家族従業者	無給の家族従業者		
生産者共同組合のメンバー	(←社会主義国において用いられる分類)				
分類不能					

雇用契約期間を把握している統計調査の目的と区分

雇用契約期間を把握している統計調査

世帯対象の統計調査

①人口・世帯に関する一般的な統計調査

- ・世帯員の雇用の実態について、住宅などの一般的な項目と併せて把握し、世帯や世帯員の状況について明らかにすることを目的としている。
- ・世帯員が保有する情報は、雇主との雇用契約書又は自らの記憶である。
- ・雇用契約期間の区分については、雇主との雇用契約書又は世帯員の記憶で書ける範囲のものとなっている。

②就業状況等を把握するための統計調査

- ・世帯員の就業状況等を明らかにすることを目的としている。
- ・世帯員が保有する情報は、雇主との雇用契約書又は自らの記憶である。
- ・雇用契約期間の区分については、雇主との雇用契約書又は世帯員の記憶で書ける範囲のものとなっている。

事業所・企業対象の統計調査

③事業活動に関する一般的な統計調査

- ・事業所・企業における雇用の実態について、生産活動などの一般的な項目と併せて把握し、事業所・企業の経済活動について明らかにすることを目的としている。
- ・事業所・企業においては、労働基準法により作成することが義務付けられている労働者名簿や賃金台帳により労働者を把握している。
- ・雇用契約期間の把握については、賃金集計表の整理区分（雇用保険法でいう日雇労働者とそれ以外の者の区分）と同等の区分となっている。

④雇用・賃金等の労働の状況を把握するための統計調査

- ・労働者（調査対象事業所・企業に雇われている者）について、雇用・賃金等の労働の状況を明らかにすることを目的としている。
- ・事業所・企業においては、労働基準法により作成することが義務付けられている労働者名簿や賃金台帳により労働者を把握している。
- ・雇用契約期間の把握については、賃金集計表の整理区分（雇用保険法でいう日雇労働者とそれ以外の者の区分）と同等の区分となっている。

雇用契約期間の用語及び定義の例

世帯対象の統計調査

雇用契約期間の区分については、雇主との雇用契約書又は世帯員の記憶で書ける範囲のものとなっており、いずれの調査においても、単純に1年や1か月を境界とした区分となっている。

①人口・世帯に関する一般的な統計調査

例) 国民生活基礎調査

- 一般常雇者……契約期間が1年以上又は雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者
- 1月以上1年未満の契約の雇業者
- 日々又は1月未満の契約の雇業者

②就業状況等を把握するための統計調査

例) 労働力調査

- 一般常雇……1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者（「役員」以外）
 - ・無期の契約
 - ・有期の契約
- 臨時雇……1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
- 日雇……日々又は1か月未満の契約で雇われている者

就業構造基本調査

- 雇用契約期間の定めがない
- 雇用契約期間の定めがある
 - ・1か月未満
 - ・1か月以上6か月以下
 - ・6か月超1年以下
 - ・1年超3年以下
 - ・3年超5年以下
 - ・その他
- わからない

事業所・企業対象の統計調査

事業所・企業では、雇用保険の被保険者について管理する必要があり、保険料算定の基礎資料となる「賃金集計表」は、日雇労働被保険者とそれ以外の被保険者に分けて記入することとなっていることから、これらの人数は、事業所・企業が元々持っている数字である。雇用契約期間の把握については、いずれの調査においても、賃金集計表の整理区分（雇用保険法でいう日雇労働者とそれ以外の者の区分）と同等の区分となっている。

③事業活動に関する一般的な統計調査

例) 経済センサス、商業統計調査

- 常用雇用者……以下のいずれかに該当する者
 - ・期間を定めずに雇用されている者
 - ・1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ・調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている者
- 臨時雇用者……1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者など、常用雇用者の定義に当てはまらない者

④雇用・賃金等の労働の状況を把握するための統計調査

例) 賃金構造基本統計調査

- 常用労働者……事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者
- 臨時労働者……事業所に所属している労働者のうち、常用労働者以外の労働者で、日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、調査日前の2か月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の者

毎月勤労統計調査

- 常用労働者……事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者

各統計調査の用語の定義と法律の関係

－事業所・企業対象の統計調査の例－

	経済センサス	賃金構造基本統計調査	毎月勤労統計調査
目的	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備すること	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態別に明らかにすること	賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすること
用語の定義	<p>常用雇用者 以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間を定めずに雇用されている者 ・ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者 ・ 調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている者 <p>臨時雇用者 1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者など、常用雇用者の定義に当てはまらない者</p>	<p>労働者 職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者</p> <p>常用労働者 事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者</p> <p>一般労働者 「短時間労働者」以外の者</p> <p>短時間労働者 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者</p> <p>臨時労働者 事業所に所属している労働者のうち、常用労働者以外の労働者で、日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、調査日前の2か月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の者</p>	<p>常用労働者 事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者</p> <p>うち パートタイム労働者 常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者</p>
法律との関係	常用雇用者の定義 : 雇用保険法と同等	労働者の定義: 労働基準法に準拠 常用労働者の定義: 雇用保険法と同等 短時間労働者の定義 : 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パート法)と同等	(労働者の概念: 労働基準法と同等) 常用労働者の定義: 雇用保険法と同等 パートタイム労働者の定義 : 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パート法)と同等

「従業上の地位」に関する区分の整理

雇用契約期間による区分

労働力調査

就業構造基本調査

経済センサス

賃金構造基本
統計調査

毎月勤労統計調査

.....

雇用者 (役員を除く)	雇用者 (役員を除く)	常用雇用者・ 臨時雇用者	労働者	
一般常雇		常用雇用者	常用労働者	常用労働者
無期の契約	雇用契約期間の 定めがない		期間の定め無し	
有期の契約	雇用契約期間の 定めがある		期間の定め有り	
	3年超5年以下		
	1年超3年以下			
臨時雇	6か月超1年以下			
	1か月以上 6か月以下			
日雇	1か月未満	臨時雇用者	臨時労働者	
	その他			
	(わからない)		



ホーム > 統計制度 > 統計基準等の設定 > 分類に関する統計基準等 > 「従業上の地位」に関する区分

「従業上の地位」に関する区分

「従業上の地位」に関する区分は、統計基準ではありませんが、多くの統計で用いられていることから、総務省政策統括官室では、利用者の利便向上のために、各統計の表章で用いられている区分について、それらの大まかな対応関係が分かるような整理を試みました。

各区分の詳細な定義を表という形で完全に表現したものではなく、完全な対応関係であるとは限りません。また、統計調査によって調査の対象の範囲が異なる等のため、対応する区分に対する統計数値が各統計で必ずしも一致するものではありません。

「従業上の地位」に関する区分の整理表(エクセル:136KB)

我が国の41の統計調査について、「従業上の地位」に関する統計の表章上の区分の整理を試みたものです。範囲がおおむね対応するものを横に並べて整理していますが、必ずしも厳密に一致しているわけではありません。正確な定義については、下記の(付2)「従業上の地位」に関する区分の定義を参照してください。

(付1)「従業上の地位」に関する区分の樹形図(PDF:158KB)

我が国の41の統計調査について、各統計調査における「従業上の地位」に関する統計の表章上の区分を樹形図で表したものです。

(付2)「従業上の地位」に関する区分の定義(エクセル:256KB)

我が国の41の統計調査について、各統計調査における「従業上の地位」に関する統計の表章上の区分の定義をまとめたものです。

- 上記の「整理表」、(付1)及び(付2)の時点は、原則として、平成24年6月現在です。ただし、労働力調査については、平成25年1月から調査内容の変更が予定されており、変更後の区分について整理を行っています。また、就業構造基本調査については、平成24年調査(10月実施)から、調査内容の変更が行われており、変更後の区分について整理を行っています。



「従業上の地位」に関する区分の整理表

「従業上の地位」に関する区分について、上位のレベルの「雇用者」、「自営業主」等の区分と、下位のレベルの雇用者の内訳、自営業主の内訳に分けて、整理を行いました。

このうち、雇用者の内訳については、
(1) 雇用契約期間による区分
(2) 職場における呼称・契約形態による区分
(3) 労働時間による区分
という三つの視点による区分があります。

また、世帯対象の統計調査と事業所・企業対象の統計調査とでは、調査の対象や区分の定義、用語に違いがあるため、それぞれに分けて、整理を行いました。

表の見方

次のようになっているところは、「就業者」が「雇用者」、「自営業主」及び「家族従業者」から成ることを表しています。

就業者
雇用者
自営業主
家族従業者

統計調査間の区分の対応については、範囲がおおむね対応する区分を横に並べて整理していますが、必ずしも厳密に一致しているわけではありません。
特に、区分と区分の境界線が破線となっているところは、実線となっているところとは区分の仕方が異なります。

1 「雇用者」、「自営業主」等の区分

- (1) 世帯対象の統計調査
- (2) 事業所・企業対象の統計調査

2-1 雇用者の内訳

- (1) 雇用契約期間による区分
 - ア 世帯対象の統計調査
 - イ 事業所・企業対象の統計調査
- (2) 職場における呼称・契約形態による区分
 - ア 世帯対象の統計調査
 - イ 事業所・企業対象の統計調査
- (3) 労働時間による区分

2-2 自営業主の内訳

雇用者の内訳－雇用契約期間による区分（世帯対象の統計調査）

労働力調査

就業構造基本調査

住宅・土地
統計調査

国民生活基礎調査

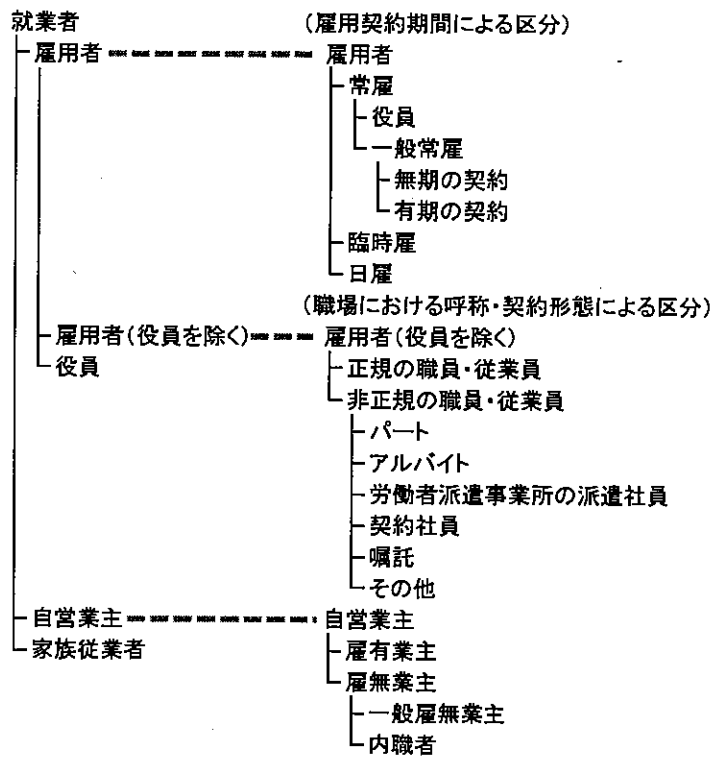
全国家庭動向調査

中高年者
縦断調査

雇用者 (役員を除く)	雇用者 (役員を除く)	雇用者 (役員を含む)	役員以外の雇用者			
一般常雇	雇用契約期間の 定めがない	常雇	一般常雇者	常勤(フルタイム) 雇用者	正規の職員・ 従業員	
無期の契約						
有期の契約	雇用契約期間の 定めがある	臨時雇	1月以上1年未満 の契約の雇用者	パート・アルバイト (※ただし、「嘱託・ 契約社員」を除く。)		
						3年超5年以下
						1年超3年以下
臨時雇	6か月超 1年以下	臨時雇	日々又は1月未満 の契約の雇用者			
	1か月以上 6か月以下					
日雇	1か月未満	臨時雇	日々又は1月未満 の契約の雇用者			
	その他					
	(わからない)					

注) 範囲がおおむね対応する区分を横に並べて整理していますが、必ずしも厳密に一致しているわけではありません。

労働力調査 (対象:世帯)



※労働力調査では、平成25年1月から調査内容の変更が予定されており、本樹形図は、変更後のものである。

労働力調査

調査の目的	労働力調査は、我が国の15歳以上の人口について、産業・職業・就業時間等の就業状態や失業・求職状況など、月々の就業・失業の状態を把握することにより、景気判断や雇用対策等の基礎資料を提供することを目的としている。
-------	--

項目名	定義
就業者	「従業者」と「休業者」を合わせたもの 従業者：調査週間に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者 なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。 休業者：仕事を持ちながら、調査週間に仕事を休んでいた者
雇用者	会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員
常雇	「役員」と「一般常雇」を合わせたもの
役員	会社、団体、公社などの役員(会社組織になっている商店などの経営者を含む。)
一般常雇	1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者
無期の契約	「一般常雇」のうち、雇用契約期間の定めがないもの
有期の契約	「一般常雇」のうち、雇用契約期間が1年を超えるもの
臨時雇	1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
日雇	日々又は1か月未満の契約で雇われている者
自営業主	個人経営の事業を営んでいる者
雇有業主	一人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者
雇無業主	従業者を雇わず自分だけで、又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者
一般雇無業主	「雇無業主」のうち、「内職者」を除いた者
内職者	自宅で内職(賃仕事)をしている者
家族従業者	自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者(役員を除く)	会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員あるいは正社員などと呼ばれている人
非正規の職員・従業員	「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計
パート	就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれに近い名称で呼ばれている人
アルバイト	就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣される人
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある人
嘱託	労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
その他	(雇用者(役員を除く)のうち、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」以外の人)

※労働力調査では、平成25年1月から調査内容の変更が予定されており、本表は、変更後のものである。